

県独自のデータベースシステム使用から  
各県と足並みを揃え、  
標準DBSを導入し更なる精度向上を目指して。

### 1)がん登録の経緯

岩手県地域がん登録は、昭和57・58年に県の委託事業として県医師会が実施した「がん患者実態調査」が原点である。昭和58年の老人保健法の施行後、岩手県も昭和63年「三大成人病登録調査委員会」を設置し検討の結果平成2年より実施主体は岩手県、県医師会が委託を受ける方式で地域がん登録事業が実施された。この準備期間中、先進県である宮城県の高野昭、山形県の佐藤幸雄各先生、その後平成10年には大阪府の藤本伊三郎、花井彩各先生方のご指導を頂いた。こうして平成2年より開始された地域がん登録は、院内がん登録を行っていた病院が少ない事、出張採録はせず、医師の任意の協力を頼っていた為もあり届出票数は平成2年、病院4,096、診療所416、その他(病理)102 計4,614件であった(I/M比1.36)。以後平成19年、病院6,632、診療所683、その他616 計7,931件(I/M2.01)となかなか伸びなかったが、平成18年がん対策基本法制定後県内にがん診療連携拠点病院が9病院になると共に届出数が増加し平成21年、病院9,770、診療所804、その他680 計11,184となった。それと共に平成20年DCO=DCN/I%が21.0と目標値の25以下となった(廻り調査をしていないためDCO=DCN/I/M2.34)。岩手県がん登録も他県同様開始時から、独自の届出様式と項目を用い、その情報入力・整理・集計・分析等のため県独自のデータベースシステムを作成使用してきたが、地域がん登録全国協議会参加の各県が標準DBS導入の方向へ進んでいる事から本県も平成23年3月運営委員会で標準DBS導入を検討、平成24年1月導入先進の山形県がん登録を視察・教養を頂き、平成25年4月から標準DBSを導入し現在に至っている。

### 2)組織

がん登録事業の運営は県医師会に設置したがん登録運営委員会で行っている。委員は、県の担当部長、医科大学の臨床・基礎医学の教授・准教授、基幹病院の院長・医師、県医師会常任理事で構成され、委員会は年1~2回開催している。成人病登録室は県医師会館内に設置され、がん登録と脳卒中登録の業務を実務担当の常勤臨時職員4名、兼任1名(医師会事務局)、非常勤医師1名(本職)で行っている。なお、岩手県がん診療連携協議会がん登録部会に、本職もオブザーバーとして参加している。

### 3)追記

岩手県地域がん登録が今日あるのは、故八重樫雄一岩手県立病院名誉院長のご尽力によるものであります。先生は「がん患者実態調査」の段階から関わられ、石川育成岩手県医師会長の懇望を受け、平成2年から運営委員長として、平成22年12月29日病気で逝去されるまで、「岩手県地域がん登録」の育成・発展にご貢献されました。

